

秋田県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成28年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長(キ ロメートル)
県道	旧	神岡南外東由利線	A	大仙市南外字金屋109番20から湯ノ又97番4地先まで	14.60～ 33.01	1.236
		神岡南外東由利線	B	大仙市南外字上野86番3地先から下湯ノ又85番4地先まで	7.20～8.00	0.779
	新	神岡南外東由利線	A	大仙市南外字金屋109番20から湯ノ又97番4地先まで	14.60～ 33.01	1.236

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 平成28年5月27日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年5月27日から同年6月10日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

秋田県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成28年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長(キ ロメートル)
県道	旧	湯ノ又前田線	A	大仙市南外字湯ノ又106番地先から湯神台159番地先まで	10.00～ 36.00	0.360
		湯ノ又前田線	B	大仙市南外字湯ノ又32番地先から湯神台65番2まで	4.00～26.00	0.320
	新	湯ノ又前田線	A	大仙市南外字湯ノ又106番地先から湯神台159番地先まで	10.00～ 36.00	0.360

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 平成28年5月27日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年5月27日から同年6月10日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）